# 一般社団法人日本口腔内科学会 役員選任規程

(平成 27 年 6 月 15 日制定) (平成 30 年 9 月 13 日改定)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本口腔内科学会(以下「本会」という。) 定款第19条に基づき、役員の選任に関し、必要な事項を定めるものである。

### (理事の選出)

- 第2条 理事は、次の各号の選出方法によって選出され、社員総会の承認を得るものとする。
  - 1) 理事は、社員の中から社員の郵便投票(5名以内連記)によって、得票の上位10名(理事就任の承諾を得た者)とする。同数得票者がある時は抽選とする。
  - 2) 理事長は、第1号の理事とは別に、社員の中から5名以内の理事を指名することができる。

#### (理事長の選出)

- 第3条 理事長は、理事会において、次の各号の選出方法によって選定され、社員総会に報告するものとする。
  - 1)前条第1号で選出された理事の投票(単記)によって、その定数の過半数を得た者とする。
  - 2)過半数の得票者がなかった場合には、得票数上位2名を被推薦者として再度投票を行い、上位の票数を得た者とする。得票が同数の場合には抽選とする。

#### (選挙管理委員会の設置)

第4条 理事及び理事長の選出のため、選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会規定については、別 に定める。

(改廃)

第5条 この規程を改廃する場合は、理事の発議により、規約改定委員会で協議のうえ、理事会の承認 を得なければならない。

## 附則

1 この規程は、平成27年6月15日から施行する。